

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 貝 塚 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年11月25日（月）午後1時30分から 午後2時30分までの間
開催場所		大阪府貝塚警察署 3階講堂
出席者	委 員	菊野会長 甘佐委員 柳生委員 田代委員 丸小野委員 横井委員 林 委員 南 委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 広聴相談係長
議 事 概 要		1 署長挨拶 委員の皆様におかれましては、御多用のところ、警察署協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、皆様には、平素から警察業務に関して、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 それでは、後ほど、担当幹部から詳細を説明させていただきますが、最近の犯罪情勢等について、簡単に御説明させていただきます。 先ず、お手元の資料「貝塚署の主な活動」についてですが、前回6月の協議会以降の貝塚署の主な施策を示しております。 この間はこれらに加えて、7月の太鼓台祭り、10月のだんじり祭りの祭礼警備を特異事案なく終了しております。 こうした活動や皆様のお力添えもあり、10月末の犯罪発生件数は、前年比約マイナス15パーセント（417件、マイナス71件）と減少しております。 しかしながら、10月末の交通事故発生件数は、前年比約プラス8パーセント（256件、プラス20件）と増加しています。 幸い死亡事故の発生はないものの、危機感を持って交通事故抑止に努めて参ります。 次に、大きく報道されて皆様も不安を感じられていると思われる、貝塚の海辺で発見された御遺体についてです。 現在捜査中であり詳細は差し控えますが、11月9日夜、人工島のテトラポットで足や口元をテープで巻かれた男性の御遺体が発見されました。 司法解剖の結果、殺人事件と断定されました。 その後の捜査により御遺体の身元も判明し、現在本部捜査一課等と殺人・死体遺棄事件として鋭意捜査中です。 早期の犯人検挙により、地域の皆さんの不安を払拭していきたいと考えております。

さて、今年も早いもので、残り1か月程度となりました。

地域の皆さんが明るい新年を迎えられるよう、歳末警戒をはじめ更に気を引き締めて参ります。

本日も、どうか忌憚のない御意見をお聞かせいただければ、ありがたく存じます。

よろしくお願いいたします。

2 大阪府下及び管内の犯罪発生状況

まず、10月末現在での大阪府下全体での全刑法犯の発生状況について説明させていただきます。

全刑法犯とは、殺人や強盗、わいせつ事案等治安のバロメータとなる統計資料となっています。

大阪府下では、令和6年10月末現在で約68,000件、令和5年では約67,300件で今年はプラス約800件、つまり1.1パーセント増加しております。

対しまして、貝塚警察署管内では、令和6年10月末現在で417件、令和5年では488件ということで、マイナス71件、つまり約15パーセント減少しております。

続きまして、大阪重点犯罪について説明させていただきます。

大阪重点犯罪とは、府民の安心感を醸成するために、府民が著しく不安を感じる犯罪で、8罪種を指定しております

スライドにあります8罪種がその対象となっています。

本年10月末現在の大阪府下全体での発生状況は、マイナス1,031件、マイナス10.7パーセントとなっています。

続きまして、貝塚警察署管内での発生状況は、スライドのとおり7罪種は全て減少していますが、特殊詐欺だけが増加しております。

この中で性犯罪につきましてはマイナス54パーセント、自動車関連犯罪についてはマイナス31パーセントとなっております。

特殊詐欺に関しては、昨年と比べてプラス6件増加となっております。

特殊詐欺の手口に関して、当署では還付金詐欺の発生が多く、約40パーセントを占めています。

その次に架空料金請求が25パーセントあり、この二つの手口で約半数以上を占めています。

手口の内容ですが、架空の未納料金の請求や、パソコンがウイルスに感染したので、復旧の為にコンビニエンスストアに誘導し、電子マネーカードを購入して振り込ませるという手口が多発しております。

また、このほかにもN T Tや総務省を騙って未払い料金が有る様に言ってA T Mへ誘導し、金銭を振り込ませる手口があります。

その他、銀行で高額出金する際、行員に怪しまれないために金塊を購入名目であると説明させる等して詐取しております。

以上が特殊詐欺の発生状況になります。

次に、自転車盗については、警察署指定犯罪に登録し対策を講じております。

署指定犯罪とは、大阪重点犯罪以外で、警察署管内の発生状況から、地域住民の安全・安心を脅かし課題となる犯罪の中で警察署長が指定す

議 事 概 要

る犯罪です。

自転車盗を署指定犯罪にした理由としましては、昨年大幅に発生件数が増加のためです。

前回の6月の会議では、5月末の時点で前年比でプラスマイナスゼロとなっていました。10月末の時点では、前年比として令和5年の113件、令和6年107件となりマイナス5パーセントの減少となっています。

これらの減少の理由として、車を利用して高級自転車を多数盗む被疑者の検挙に加え、駐輪場対策や自転車利用者への働きかけにより抑止効果が出ているものと考えられます。

次に今後の抑止対策について説明します。

一点目が防犯カメラの更なる設置です。

大阪府や貝塚市の担当部署に、防犯カメラの増設を日々働きかけております。

犯罪の発生傾向や被疑者の経路等を分析し、効果的な防犯カメラの設置場所を選定しており、将来的に抑止効果が見込めると考えております。

二点目が防犯意識の向上です。

本署へ来庁された市民の方や各種イベントを通じて防犯意識を醸成するよう取り組んでいます。

銀行やコンビニ等における防犯指導を行い、特殊詐欺を未然防止に努めています。

最後になりますが、市民の方々が非常に高い関心を持たれている闇バイトに関して説明します。

関東圏で闇バイトを募集して、強盗等の重大事件が連続発生しています。

ニュース報道の影響により、貝塚署管内においても不審業者の出入りに関する通報が多数なされています。

署としましては、この種事案を認知すれば即現場臨場し、聞き込み・防犯カメラ捜査を展開しております。

そして、悪質な業者に対する職務質問や実態把握を行い、パトカー等で重点パトロールを実施する等、兆しとなる芽を摘む活動を実施し、絶対に発生させないという気持ちで活動しております。

3 大阪府下及び管内の交通事故発生状況

貝塚市内の交通事故発生状況と11月1日に改正されました道路交通法について簡単ではありますが、説明させていただきます。

では、まずはじめに過去5年間の貝塚市における交通事故の発生状況です。

過去5年間の推移を見ますと、令和元年は350件近くの発生がありましたが、令和2年以降は300件を下回る発生となっております。

令和5年までは、何とか減少傾向を維持していましたが、本年10月末では、幸い死亡事故の発生はないものの、事故件数は前年比約8パーセント(プラス20件)増加しています。

続きまして、本年の交通事故発生の特徴について御説明させていただきます。

画面左側には、貝塚市の地図と交通事故発生場所を赤丸で示していま

議 事 概 要

す。

特徴については、路線別では国道26号や臨海線、和泉南線等の主要幹線道路での発生が増加傾向にあります。

時間帯別では、早朝の時間帯に約25パーセント、夕方の薄暮時間帯に約45パーセント発生しています。

状態別では、高齢者関連の事故が全事故の約3割を占めております。

他には、二輪車関連の事故も増加傾向にあります。

また、自転車関連の事故は減少傾向にありますが、重傷者数が昨年の約4倍となっており、非常に厳しい状況です。

交通事故の発生状況から、貝塚警察署としては、3つの対策を講じています。

1つ目が路線対策です。

国道26号等の主要な幹線道路での交通事故が多発傾向にあります。

そこで、発生時間帯を中心としたパトカーによる警戒活動、車や二輪車の速度を抑えることを目的とした速度取締りを強化しております。

2つ目が交差点対策です。

主に、国道と主要幹線道路を結ぶ交差点を重要交差点と位置づけ、人や車の往来が多くなる早朝、夕方の時間帯に制服による交差点立番を実施しております。

高齢者関連事故では、高齢者の信号無視や横断歩道のない場所での横断等が原因となる事故が多数発生しております。

立番中は、警笛やホイッスルバトンという音の出る道具を活用して、通行車両だけでなく、高齢歩行者等への注意喚起も徹底し、道路に緊張感を与える活動を強化しております。

3つ目が自転車対策です。

自転車関連事故では、約8割が自転車側に原因があるという調査結果もあり、自転車利用者のマナー向上が課題だと考えられます。

自転車の交通違反の具体的な例をあげますと、信号無視、右側通行、一時不停止、ライト不点灯等があります。

自転車ヘルメットについては、令和5年4月に着用が努力義務となりました。

しかし、今年はじめの調査になりますが、貝塚市での自転車ヘルメットの着用率はわずか5.4%と非常に低い結果となっております。

自転車乗車中に交通事故に遭った場合、死亡原因の約7割が頭部損傷というデータもありますので、自分の身を守るためにも、運転される方はもちろん、同乗される子供さん等、全員が着用していただけるように、よろしくお願いします。

貝塚警察署としては引き続き自転車利用時のマナー向上について、指導取締り、広報啓発活動を実施していきます。

今月1日に道路交通法が改正されました。

改正点について、簡単に説明していきます。

改正に至る背景について説明します。

自転車関連の交通事故では、携帯電話使用等に起因するものが、過去5年間の間に約51%増加しています。

また、自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡重傷事故率は、約

1.3倍となっております。

このような背景を受け、自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、罰則規定を整備し、交通事故を抑止しようというものです。

具体的な内容につきましては次のとおりです。

携帯電話使用等については、これまで処罰される行為の具体的な内容は明記されていませんでしたが、今回の改正により、「手で携帯電話を保持して通話や表示された画面を注視した場合」と明記されました。

酒気帯び運転については、これまで罰則規定はありませんでしたが、改正により「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」と非常に重い罰則が科せられるようになりました。

酒気帯び運転に関して、もう一点気をつけていただきたいのが、自転車を貸し与える行為やお酒を勧める行為も処罰の対象になりました。

例えばですが、地元の飲み会等で、これまでなら「近くなので自転車で行く」という人がいたかもしれません。

しかし、今回の改正により、酒気を帯びて自転車を運転した本人に加えて、自転車で来ていることを知ってお酒を提供した人も処罰の対象になってしまいます。

歩いて来ていた人に、「遅くなったから、俺の自転車貸してやるよ」と安易な気持ちで自転車を貸してしまうと、これも処罰の対象になります。

以上の内容となります。

特に自転車の酒気帯び運転に関しては、「安易な気持ち」が重大な結果につながりますので、御家族、御友人の方々にも周知していただきますようにお願いします。

4 質疑応答

【委員】

先程の自転車の酒気帯び運転に関してですが、遅刻しそうなので自転車で行き、飲んでしまった時、当然乗っては駄目ですが、押して帰って来れば良いと安易に考えている部分があるのですが、それも違反になりますか。

【警察】

車両に関しては、押していただいている場合は歩行者になりますので、問題は有りません。

【委員】

自転車に対して規定が変わり、とても関心が有るのですが、例えば何かの会合等で、注意喚起やPR用の貸し出しのビデオ等は警察や府で有りますか。

【警察】

大阪府警としては、現段階でチラシしか出来ていない状態ですが、今後PR動画を作っていく予定です。

映像自体は、大阪府警のY o u T u b eチャンネルで、改訂された内容が出ておりますので活用していただけたらと思います。

【委員】

議 事 概 要	高齢者になるとY o u T u b e やホームページの活用は難しいので、ポスターやパンフレットは有りませんか。 有れば掲示板や回覧等で活用出来ますし、1人でも多くの方に知ってもらいたいと思います。 【警察】 交番や市役所に備え付けてあるリーフレットで、数には限りがありますが、当署の1階にございますのでお持ち帰りいただきたいと思います。
---------	---